

長生郡市合併協議会会長 石井常雄様

平成19年5月25日
一宮パブリック・サービス・アカデミー
(一宮自治研究会)
代表 馬淵 昌也

正副会長会議の議事録作成・公開、及び傍聴の許可等に関わる 本会提出の要望書の処理について (要望)

ご多忙中のところ、失礼申し上げます。さて、一昨日(平成19年5月22日)、本会代表者名で、長生郡市合併協議会規約第9条に規定のある正副会長会議他について、議事録の作成・公開、「会議資料」の公開、及び傍聴の許可をはじめとする5件の点につきまして、要望書を提出させて頂きました。本会と致しましては、同要望書に記しました通り、5月末日までの文書による回答をお願い申し上げましたが、事務局のお話では、6月4日に開かれる次回の正副会長会議において協議を行なうまでは結論を出すのは難しく、その後で直ちに結果をお知らせ頂けるということでした。

そこで、本会と致しましては、出来る限りの善処を口頭でお願い申し上げた訳ですが、長生郡市合併協議会規約を改めて拝読致しますと、第9条(正副会長会議)第1項には、「協議会に、正副会長会議を置き、提案議案の作成及び調整等を行う」とあり、第11条(会議の運営)第3項には、「議案は、会長が提出する」とあります。この条文を勘案致しますと、正副会長会議は、協議会本会議の前に、提案する議案を作成する任務を負うものではありませんが、会長による協議会本会議への議案の上呈において、必ず正副会長会議の議を経なくてはならないとは、記してありません。

また、先般、本会の運営委員が電話で事務局担当者に確認したところ、正副会長会議といっても、最終的には会長が議案の提案権を有するという前提に従うものであるため、その原則を踏まえて、正副会長会議の議決方法他の規定が目下のところ設けられていないということでした。

こうした点に鑑みれば、状況によっては、正副会長会議の議を経ずに、議案が会長より直接協議会本会議に提案され、協議・採決されるということは、規定上、或いは運用の理念上許されているということになります。

更に、長生郡市合併協議会規約第11条第5項には、「委員からの議案修正要求及び資料請求については、会議に諮り出席した全ての委員の過半数の承認を得て、正副会長会議で調整の上、議案又は資料として提出する」とあります。ところが、第1回協議会の席上、ある委員の議案提案について、正副会長会議での調整を経ず、その場で採決した経緯があります。とすれば、場合によっては、或いは議案の性質によっては、正副会長会議の議を経ず、直ちに議案として取り上げられ、審議・採決された前例があるということになります。

こうした認識を踏まえて、私どもと致しましては、この度提出させて頂いた要望書について、6月4日に予定されている正副会長会議の開催を待つのではなく、5月27日に予定されている協議会本会議に、会長様より議案として直接提案して頂き、協議・採決して頂くように改めて要望致したく存じます。

わずか数日の差の如くではありますが、実のところ、6月4日の正副会長会議で協議した結果を、協議会本会議での協議・採決を待たずに、直ちに正式な協議会の意思決定として私どもにご回答頂くことは、規約によれば「提案議案の作成及び調整等を行う」ものとして位置付けられている正副会長会議が、その権限を踏み越えて、協議会本会議に代わる意志決定機関として機能することとなり、協議会規約の重大な違反ということになります。また、それでは協議会本会議を形骸化させることにもなってしまいます。もしその点に留意されて、次回の協議会本会議における協議を経てからの決定ということになりますと、本要望に対する合併協議会の対応は大幅に遅れ、約2週間後の6月11日以降ということになります。

今回の合併協議会は7月までに終了する予定とのことであり、極めて短時日で多くのことが協議・決定される運びとなることが予測されます。そこで、この2週間の差は、残り数回しかないうちの1回でも多くの正副会長会議が住民に対して公開されるか否かに関わる重要な差であるといえます。

切迫した日程設定のもと、合併協議の成り行きを真剣に見守る私ども一般住民の願いを、是非ともお聞き届け頂きたく存じます。再度申し上げますが、本会が5月22日に提出致しました要望に関しまして、5月27日の協議会本会議に直ちに議案として上程して頂き、協議・採決をして頂きたいと存じます。以上の点につき、よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

以上